

(平成24年12月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

平成3年3月に結婚後、夫の国民年金保険料の未納期間についての納付書が届いた時期と同じ頃だったと思うが、私宛てに当時未納であった平成元年度及び2年度の納付書が自宅に送付されてきたので、平成3年12月ないし4年1月頃に、私の申立期間及び3年4月から4年1月までの期間の国民年金保険料と夫の平成2年度分の保険料を合わせた3年分の保険料、30万円弱を、勤め先近くの金融機関で一括納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成3年12月ないし4年1月頃に、その夫の平成2年度分の保険料と一緒に納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の資格取得日等から、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、平成3年11月ないし同年12月と推認できることから、当該期間の保険料を遡って納付することは可能であり、当該期間以後の保険料を全納している申立人が、12か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は、自身の申立期間及び平成3年4月から4年1月までの期間の国民年金保険料とその夫の保険料を合わせた30万円弱を納付したと述べており、i) 申立人が保険料と一緒に遡って納付したとするその夫の平成2年度分については、オンライン記録によると平成3年7月に納付書が作成されていることから、当該納付書により過年度納付されたものと推認できること、ii) 申立人の国民年金保険料検認記録簿によると、同年4月から4年1

月までの保険料は同年同月 8 日に一括納付されていることが確認できることから、申立人の主張どおり、自身の申立期間及び 3 年 4 月から 4 年 1 月までの期間（現年度納付分）の保険料と夫の平成 2 年度の保険料の約 3 年分を合わせて一括納付したとすれば、納付した保険料の合計額は 29 万 1,600 円となり、申立人が納付したと主張する保険料の金額（30 万円弱）とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年12月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年6月から同年9月までは26万円、同年10月及び同年11月は28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から同年12月1日まで

私は、平成4年頃A社に入社し、途中、会社名が変わった記憶があるが、10年1月末に退職するまで、B職として、仕事内容及び勤務形態の変更も無く、C町にあった営業所に継続して勤務していた。

ところが、年金事務所から文書が届き、申立期間の被保険者記録が無いことが判明した。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、平成5年6月30日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年12月1日に、同社の関連会社D社において同資格を取得しており、申立期間においては被保険者期間となっていないが、複数の同僚の供述から、申立人が申立期間に継続してA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年7月31日より後の6年1月7日付けで、申立人の5年10月の定時決定を取り消した上で、資格喪失日を同年6月30日とする処理が行われているほか、複数の元同僚についても同様の処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所（当時）において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記資格喪失に係る記録の処理は、有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日をD社の厚生年金保険被保険者資格を取得した日である平成5年12月1日に訂正することが必要と認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成5年6月から同年9月までは26万円、同年10月及び同年11月は28万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和48年5月10日から同年6月1日までの期間について、事業主は、申立人が同年5月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年6月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社における同資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月頃から同年6月1日まで

私は、申立期間において、A社が経営するB店にC職として勤務していた。

一旦、退職した後、1年ほどたってから再入社し、今度はD店に勤務した。

しかし、厚生年金保険の記録によると、二度目に勤務した期間は被保険者期間となっているが、一度目に勤務した申立期間は被保険者期間となっていない。

A社に、二度勤務したことは確かなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年5月10日から同年6月1日までの期間について、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が異なる者の、基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、当時の同僚の供述から、申立人が、当該期間においてA社に勤務していたことが認められる上、複数の同僚が「申立人と同姓同名の従業員はいなかった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であ

り、事業主は、申立人が昭和 48 年 5 月 10 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 6 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、4 万 2,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 48 年 2 月頃から同年 5 月 10 日までの期間について、複数の同僚に照会したものの、申立人の当該期間における勤務について具体的な供述を得ることはできなかった。

また、複数の同僚が、「当時、C 職は、入社後すぐには厚生年金保険に加入しなかった。」と供述している。

さらに、A 社は既に解散しており、当時の事業主は、資料を保存していない旨の回答をしていることから、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することができない上、申立人も、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 48 年 2 月頃から同年 5 月 10 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間における標準賞与額に係る記録を 36 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 15 日

私は、平成 9 年 4 月 2 日から 17 年 5 月 17 日までの期間において A 社に勤務していた。

厚生年金保険の記録では、申立期間の標準賞与額の記録が欠落している。賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主は、「当時の資料が残っていないため、申立人の申立期間に係る賞与額及び保険料控除については確認することができない。」と述べている。

しかし、B 市が発行した平成 17 年度市民税・県民税課税（非課税）証明書の社会保険料の控除額を検証したところ、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記課税（非課税）証明書により推認できる厚生年金保険料控除額から、36 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間に係る健

康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、事業主が申立人の標準賞与額を0円として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年12月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和34年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年9月21日から同年10月1日まで
A社C営業所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。当該期間に同社D営業所から同社C営業所に異動し、継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、E企業年金基金から提出された厚生年金基金年金裁定通知書の記録及び同僚の証言から、申立人はA社に継続して勤務し（同社D営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社から提出された失業保険被保険者転出届受理通知書から判断すると、昭和34年9月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和34年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社C営業所は、昭和34年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社D営業所及び同社C営業所に係るそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に、昭和34年9月21日に同社D営業所で被保険者資格を喪失し、同年10月1日に同社C営業所で被保険者資格を取得している者が32名確認できるとともに、商業登記簿謄本により、同社C営業所は、申立期間において事業所としての実態を有していたと考えられることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間においてA社C営業所は、適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められる上、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、申立人の資格取得日は、昭和34年9月21日を二重線により取り消し、同年10月1日に訂正していることが確認できることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和49年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月31日から同年6月1日まで
夫は、申立期間においてA社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管している「平成12年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」に記載されている就職年月日及び退職年月日から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同日に異動したと証言している同僚の記録から、昭和49年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 49 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 4 月に結婚し、その後すぐに、いろいろな手続のために夫婦一緒に区役所へ出掛けたとき、それまで二人とも国民年金に加入していなかったため、同区役所で一緒に国民年金の加入手続を行った。加入手続後、最初の頃は、私の妻が自宅近くの郵便局で、途中からは銀行等の口座引き落としで、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

私は、国民年金に加入してから、私の妻がとぎれなく夫婦二人分の国民年金保険料を納付し続けてくれており、2年もの間、同保険料を納付しなかったとは考えられず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 4 月に結婚後、すぐに国民年金の加入手続を夫婦一緒に行ったと述べているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されているものの、その前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、49 年 2 月に行われたものと推認されることから、申立内容と一致しない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったものと推認される昭和 49 年 2 月の時点においては、申立期間のうち、47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付により、同年 4 月から同年 12 月までの保険料は現年度納付により遡って納付するほかないが、申立人の保険料を納付したとするその妻は、当該期間の保険料を遡って納付したことは無かったと主張している。

さらに、申立人の主張どおり当該期間の国民年金保険料を納付するには、

別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡は見当たらない。

加えて、申立人は、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒に納付していたと主張しているが、一緒に納付したとするその妻も、当該期間の保険料が未納となっている。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から49年3月まで

私は、昭和47年4月に結婚し、その後すぐに、いろいろな手続のために夫婦一緒に区役所へ出掛けたとき、それまで二人とも国民年金に加入していなかったため、同区役所で一緒に国民年金の加入手続を行った。加入手続後、最初の頃は、自宅近くの郵便局で、途中からは銀行等の口座引き落としで、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

私は、国民年金に加入してから、とぎれなく夫婦二人分の国民年金保険料を納付し続けており、2年もの間、同保険料を納付しなかったとは考えられず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月に結婚後、すぐに国民年金の加入手続を夫婦一緒に行ったと述べているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されているものの、その前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、49年2月に行われたものと推認されることから、申立内容と一致しない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったものと推認される昭和49年2月の時点においては、申立期間のうち、47年4月から48年3月までの国民年金保険料は過年度納付により、同年4月から同年12月までの保険料は現年度納付により遡って納付するほかないが、申立人は、当該期間の保険料を遡って納付したことは無かったと主張している。

さらに、申立人の主張どおり当該期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒に納付していたと主張しているが、一緒に納付したとするその夫も、当該期間の保険料が未納となっている。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月から3年3月まで

私が20歳になった平成2年*月頃に、私又は私の母親が、私の国民年金の加入手続を行った。加入手続を行った場所については、私が大学時代に在住していた市の役所又は実家のある町の役場のどちらかであったと思う。その際発行されたものであるかは不明だが、現在、私は年金手帳を1冊所持している。

申立期間の国民年金保険料については、私も母親も保険料の月額及び納付頻度の記憶は無いが、20歳から保険料を未納にしたことはないはずである。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成2年*月頃に、申立人又は申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人及びその母親は、国民年金の加入手続及び保険料額等についての記憶が明確でないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、第1号被保険者として平成2年*月*日に被保険者資格を取得した後、同年6月4日に取消処理が行われていることがオンライン記録により確認できるが、これは、申立期間当時、申立人は大学生だったため国民年金の任意加入被保険者となることから、当該取消処理が行われたものと考えられる上、この間の国民年金保険料については、申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録においても、納付記録が見

当たらない。

さらに、オンライン記録によると、前述の国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が、申立人に払い出されていることが確認できるが、申立人の当該手帳記号番号に係る加入手続が行われた時期は、申立人の被保険者資格取得日及び国民年金保険料の納付開始日から、平成3年4月ないし同年10月と推認されることから、その時点において、申立期間は国民年金の未加入期間であり、遡って被保険者資格を取得することも、当該期間の保険料を納付することもできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 45 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 42 年*月に、私の両親のどちらかが、区役所で私の国民年金の加入手続を行ったと思う。申立期間の国民年金保険料については、納付金額及び納付時期は分からないが、集金人に私の両親のどちらかが私の保険料を納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年*月に、両親のどちらかが自身の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、当該期間の保険料を納付していたとする両親から、証言を得ることはできないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いことから、申立期間は未加入で国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、国民年金手帳を所持したことも、見たことも記憶に無いと述べている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年1月から51年3月まで

私の母親は、私が20歳になった昭和49年*月頃に、自宅に来ていた集金人に勧められたため、自宅において、私の国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の私の国民年金保険料については、私の母親が、毎月自宅に来ていた集金人に、私の両親の保険料と一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和49年*月頃に自宅に来ていた集金人に対して申立人の国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、母親が毎月集金人に納付していたと主張しているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、51年5月に払い出されていたことが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できること、ii) 申立人の年金手帳の初回の交付年月日が同年同月であることが、申立人の特殊台帳により確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前述のとおり、昭和51年5月に払い出されたことが確認でき、その時点において、申立期間のうち、一部の期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、49年4月から51年3月までの保険料は過年度納付によらなければ納付することができないが、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、保険料を遡って納付した記憶は無いと述べている。

さらに、申立人が、その主張のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間を通じて同一町内に居住していた申立人に対して、別の

手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月頃 から 39 年 7 月頃 まで
私は、高校を卒業後、申立期間においてA市にあったB社でC職に従事していた。申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社でC職をしていたと主張している。

しかし、オンライン記録において、B社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人がB社の所在地であったと主張するA市を管轄する法務局において、同社の商業登記の記録は確認できない。

さらに、申立人は、B社の事業主及び同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 8146 (事案 7371 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 30 日まで
② 昭和 39 年 4 月 1 日から 42 年 6 月 3 日まで
③ 昭和 43 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとの通知を受けたが、同通知の申立内容の要旨には、「A社及びB社の分の脱退手当金を受給したことは記憶しているが、C社の分は脱退手当金を受給した記憶が無い。」と誤った記載がされている。正しい申立内容は、「A社、B社及びC社に勤務していた期間については脱退手当金として支給されたことになっているが、受給した記憶が無い。」である。

調査の上、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間と合算して支給されたこととなっている申立期間前に勤務した期間の脱退手当金については、申立期間前に受給したと主張しているが、申立期間前に脱退手当金が支給された記録は無いほか、申立人が受給を認めている期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が無く、当該期間のみの脱退手当金を受給していたことはいかなる理由も無いことから、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金は、オンライン記録上、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和44年1月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さは無い。

申立人は、口頭意見陳述において、申立期間に係る脱退手当金の請求及び受給については、一切覚えがないと主張しているところ、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあつせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、大部分は、保存期間が経過してこれらの書面等は現存していないため、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない。

本事案では、事業主の代理請求や本人請求が無かったことを推認させるための記録内容の矛盾や、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情が見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成23年12月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、第三者委員会の通知書に記載されている申立内容は誤っており、正しくは、「A社、B社及びC社に勤務していた期間については脱退手当金として支給されたことになっているが、受給した記憶が無い。」として、再申立てを行っている。

しかしながら、今回の意見陳述において、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者証については全く記憶が無いと供述しているところ、申立期間に係る厚生年金保険被保険者番号（*）は、同記号番号払出簿により、昭和38年4月1日に払い出されていることが確認でき、申立期間当時の施行規則により、同記号番号が払い出された場合には、厚生年金保険被保険者証を交付することとされていた。

また、申立期間及び申立期間後における申立人に係る厚生年金保険被保険者番号及び国民年金記号番号を見ると、申立期間に係る三つの事業所の番号は同一の「*」であり、その後の昭和51年8月7日に資格を取得した国民年金の記号番号は「*」（この番号が平成9年に付番された申立人の基礎年金番号とされている。）であり、また、その後の昭和56年7月27日に取得した厚生年金保険の記号番号は「*」となっており、この最後に取得した番号と、その後に加わった五つの事業所の厚生年金保険の記号番号は同一となっていることが確認できる。これらの取得状況から判断すると、申立人は、申立期間については脱退手当金を受給したため、申立

期間後の同年7月27日に勤務した事業所において、新たに厚生年金保険の記号番号を取得したと考えるのが自然である。

したがって、今回の再申立内容は、脱退手当金の支給自体を疑わせる事情とは考え難く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月頃から29年12月頃まで

私は、妹の勧誘により、申立期間において、駐留軍関係のA事業所のB職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録によると、当該期間の記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたと述べている。

しかしながら、A事業所の人事記録を承継しているC防衛局から提出されたA事業所従業員台帳によると、申立人の同事業所における勤務期間は昭和27年8月13日から28年5月31日までの期間とされており、申立期間に係る記載は無い。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びD事業所（後に、E事務所）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、D事業所において、申立期間より前の昭和27年8月13日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、28年3月10日に同資格を喪失している被保険者記録が確認でき、上記のA事業所従業員台帳の記録とほぼ一致する。

なお、申立人が、管轄年金事務所から提供された、平成24年4月27日現在の「被保険者記録照会回答票」においては、上段の被保険者記録は表示されていないものの、オンライン記録の被保険者記録回答票（資格画面：照会区分2）においては、上段の被保険者記録が確認でき、申立人の被保険者記録として統合されていることが確認できる。

また、申立人を勧誘したとする妹は、申立人のA事業所における勤務時期を記憶しておらず、また、申立期間において、同事業所に勤務していた

同僚に照会したものの、回答のあった複数の同僚のいずれもが申立人を記憶していないため、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、申立期間において、A事業所の厚生年金保険の適用事業所であったE事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は無く、申立期間における健康保険整理番号に欠番も無い上、A事業所が所在していた同一県内のほかの駐留軍関係事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間において申立人の名前は確認できない。

このほか、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月頃から 42 年 11 月頃まで
私は、申立期間に A 町の B 出張所に隣接して事務所があった C 社に D 職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社と隣接していたとする B 出張所の所在地が申立人の記憶する所在地と一致すること、及び申立人は、同社における仕事内容について具体的に供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C 社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、当時の厚生年金保険法によると、E 職、F 職等の G 職の事業は厚生年金保険の強制適用事業所とならない事業とされている。

また、H 会は、C 社は既に脱会していると回答している上、事業主の連絡先等も不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について聴取することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚の名前を記憶しておらず、同僚から当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。